

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年 8 月 27 日

月 曜 日

第 4394 号

目 次

公 告

○条件付き一般競争入札の実施	1
○物品等の売却に係る一般競争入札の実施	35

公 告

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 6 第 1 項の規定により、公告します。

平成30年 8 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 2 号
- (2) 工 事 名 富山県立富山高等学校グラウンド整備工事
- (3) 工事場所 富山市太郎丸 地内
- (4) 発注工種 アスファルト舗装工事
- (5) 工事概要 グラウンド整備工事一式
 グラウンド舗装工：クレイ舗装（一般部・黒土部）
 体育施設工：フィールドマーク等
- (6) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成31年 3 月 22 日まで
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- (1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時10人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所（以下「従たる営業所」という。）を富山県東部の区域内に有する者のうち、平成28年4月1日以降に富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、舗装工事の等級がA又はBの者として登載されていること。

エ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注のアスファルト舗装工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超過していること。

なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当

該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 入札に参加を希望する者のうち、2の(1)イに規定する富山県外に建設業法施行規則第6条に規定する主たる営業所を有する者であって、従たる営業所を富山県東部の区域内に有する者が提出する書類

(ア) 従たる営業所に所属する社員の名簿（社員である旨の営業所長の証明があるものに限る。）、健康保険被保険者証の写し（両面）及び住民票又は運転免許証の写し

(イ) 富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の富山県との受託契約書の写し（平成28年4月1日以降に契約を締結しているものに限る。）

(ウ) 富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定の締結の相手方が発行する当該災害協定に参加を証する証明書の写し（平成30年4月1日

以降に発行されたものに限る。)

ウ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成30年8月28日（火）から平成30年9月3日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成30年9月5日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年9月6日(木)から平成30年9月10日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成30年9月11日(火)までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

(1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

ア 受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月3日(月)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する(受付期間の締切日までに必着)方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月10日(月)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成30年9月12日(水)午前9時30分

(2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁東別館1階 入札室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、2回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づ

き、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話番号076-444-3431）に問い合わせること。

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 工事番号 | 第 2 号 |
| 2 工 事 名 | 富山県立富山高等学校グラウンド整備工事 |
| 3 履行期限 | 平成31年 3 月22日 |

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先 E-Mail
添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第 2 号
- 2 工 事 名 富山県立富山高等学校グラウンド整備工事
- 3 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時 10 人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所を富山県東部の区域内に有する者のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降に富山県東部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。	該当・非該当
③ 富山県における平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、舗装工事の等級が A 又は B の者として登録されていること。	該当・非該当
④ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注のアスファルト舗装工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が 70 点を超えていること。 なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であつて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が 70 点を超えていること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	該当・非該当

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成30年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第3号
- (2) 工事名 富山県立南砺福野高等学校グラウンド整備工事
- (3) 工事場所 南砺市苗島 地内
- (4) 発注工種 アスファルト舗装工事
- (5) 工事概要 グラウンド整備工事一式
グラウンド舗装工：クレイ舗装（一般部・黒土部）
体育施設工：野球施設工、ソフトボール施設工
散水施設工一式
- (6) 工期 契約を締結した日の翌日から平成31年3月22日まで
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県西部（高岡土木センター（氷見土木事務所及び小矢部土木事務所を含む。）管内又は砺波土木センター管内）の区域内に建設業法施行規則（昭

和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時10人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所(以下「従たる営業所」という。)を富山県西部の区域内に有する者のうち、平成28年4月1日以降に富山県西部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、舗装工事の等級がA又はBの者として掲載されていること。

エ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部(以下「富山県」という。)発注のアスファルト舗装工事(元請として完成した工事に限る。)に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超えていること。

なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁(以下、これらを総称して「国」という。)発注のアスファルト舗装工事(富山県内において元請として完成した工事に限る。)の施工実績を有する場合は、当該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の

規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 入札に参加を希望する者のうち、2の(1)イに規定する富山県外に建設業法施行規則第6条に規定する主たる営業所を有する者であって、従たる営業所を富山県西部の区域内に有する者が提出する書類

(ア) 従たる営業所に所属する社員の名簿（社員である旨の営業所長の証明があるものに限る。）、健康保険被保険者証の写し（両面）及び住民票又は運転免許証の写し

(イ) 富山県西部の区域内における県道に係る除雪業務の富山県との受託契約書の写し（平成28年4月1日以降に契約を締結しているものに限る。）

(ウ) 富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定の締結の相手方が発行する当該災害協定に参加を証する証明書の写し（平成30年4月1日以降に発行されたものに限る。）

ウ 2の(1)エ中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注のアスファルト舗装工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成30年8月28日（火）から平成30年9月3日（月）まで（富山県の休日を含める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成30年9月5日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年9月6日（木）から平成30年9月10日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成30年9月11日（火）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

- (1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月3日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成30年9月12日（水）午前10時

- (2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階 入札室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、2回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。

-
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 工事番号 | 第 3 号 |
| 2 工 事 名 | 富山県立南砺福野高等学校グラウンド整備工事 |
| 3 履行期限 | 平成31年 3 月22日 |

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先 E-Mail
添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第3号
- 2 工事名 富山県立南砺福野高等学校グラウンド整備工事
- 3 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 富山県西部(高岡土木センター(氷見土木事務所及び小矢部土木事務所を含む。)管内又は砺波土木センター管内)の区域内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者又は富山県外に同条に規定する主たる営業所を有し、かつ、富山県内に住所を有する従業員を常時10人以上雇用する当該主たる営業所以外の営業所を富山県西部の区域内に有する者のうち、平成28年4月1日以降に富山県西部の区域内における県道に係る除雪業務の受託実績があり、かつ、入札参加資格の確認の申請の日において富山県地域防災計画に基づき富山県と締結した災害協定に参加している者であること。	該当・非該当
③ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、舗装工事の等級がA又はBの者として登録されていること。	該当・非該当
④ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部(以下「富山県」という。)発注のアスファルト舗装工事(元請として完成した工事に限る。)に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超過していること。 なお、当該期間内に富山県発注のアスファルト舗装工事の施工実績を有しない者であった、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注のアスファルト舗装工事(富山県内において元請として完成した工事に限る。)の施工実績を有する場合は、当該アスファルト舗装工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超過していること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。	該当・非該当

(※)申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成30年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第4号
- (2) 工 事 名 富山県立富山北部高等学校テニスコート整備工事
- (3) 工事場所 富山市蓮町 地内
- (4) 発注工種 一般土木工事
- (5) 工事概要 テニスコート整備工事一式
テニスコート施設整備工：防球・防砂ネット、金網フェンス
テニスコート舗装工：クレイ舗装
- (6) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成31年3月22日まで
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がBの者として登載されていること。

エ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の一般土木工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超過していること。

なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超過していること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成30年8月28日（火）から平成30年9月3日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成30年9月5日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 平成30年9月6日(木)から平成30年9月10日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成30年9月11日(火)までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

- (1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。
 - ア 受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月3日(月)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する(受付期間の締切日までに必着)方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月10日(月)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)
 - イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係
- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成30年9月12日(水) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁東別館1階 入札室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、2回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 工事番号 | 第 4 号 |
| 2 工 事 名 | 富山県立富山北部高等学校テニスコート整備工事 |
| 3 履行期限 | 平成31年 3 月22日 |

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表 FAX 番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先 E-Mail
添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第4号
- 2 工事名 富山県立富山北部高等学校テニスコート整備工事
- 3 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 富山土木センター(立山土木事務所を含む。)管内に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	該当・非該当
③ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がBの者として登録されていること。	該当・非該当
④ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部(以下「富山県」という。)発注の一般土木工事(元請として完成した工事に限る。)に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超えていること。 なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注の一般土木工事(富山県内において元請として完成した工事に限る。)の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。	該当・非該当

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成30年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第5号
- (2) 工 事 名 富山県立桜井高等学校テニスコート整備工事
- (3) 工事場所 黒部市三日市 地内
- (4) 発注工種 一般土木工事
- (5) 工事概要 テニスコート整備工事一式
テニスコート施設整備工：競技施設工、金網フェンス
テニスコート舗装工：全天候型舗装
排水構造物工一式
- (6) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成31年3月22日まで
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であ

ること。

ウ 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がA又はBの者として登載されていること。

エ 平成26年4月1日から平成30年6月30日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の一般土木工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が70点を超えていること。

なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が70点を超えていること。

これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。

オ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札に参加を希望するすべての者が提出する書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 入札参加資格確認書（様式第2号）

イ 2の(1)エの中段の規定に該当する者が提出する書類

国発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に通知を受けたすべての工事の工事成績評定点の通知書の写し

(2) 提出期間

平成30年8月28日（火）から平成30年9月3日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育企画課学校施設係

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）により提出する。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送（受付期間の締切日までに必着）又は口頭により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参又は口頭により質問する場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成30年9月5日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年9月6日（木）から平成30年9月10日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成30年9月11日（火）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配布及び質問等

- (1) 設計図書等を次のとおり無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月3日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月10日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 受付場所 富山県教育委員会教育企画課学校施設係

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページに掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成30年9月12日（水）午前11時

- (2) 入札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁東別館1階 入札室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、2回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づ

き、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないとき、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県教育委員会教育企画課学校施設係（電話076-444-3431）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 工事番号 | 第 5 号 |
| 2 工 事 名 | 富山県立桜井高等学校テニスコート整備工事 |
| 3 履行期限 | 平成31年 3 月22日 |

(提出者)

業者番号

業者名称

企業体名称 (共同企業体の場合)

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第 5 号
- 2 工 事 名 富山県立桜井高等学校テニスコート整備工事
- 3 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当・非該当
② 新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	該当・非該当
③ 富山県における平成 29・30 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級が A 又は B の者として登載されていること。	該当・非該当
④ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間に富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の通知を受けた富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）発注の一般土木工事（元請として完成した工事に限る。）に係る当該工事成績評定点の平均が 70 点を超過していること。 なお、当該期間内に富山県発注の一般土木工事の施工実績を有しない者であって、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に工事成績評定点の通知を受けた国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁発注の一般土木工事（富山県内において元請として完成した工事に限る。）の施工実績を有する場合は、当該一般土木工事の工事成績評定点の同期間内における平均が 70 点を超過していること。 これらの場合において、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数とする。	該当・非該当
⑤ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当・非該当
⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	該当・非該当

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

バス 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成30年10月31日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年8月27日から同年9月6日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成30年9月10日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成30年9月18日 午前11時00分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記

載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

